

消 防 消 第 1 3 8 号
消 防 地 第 3 8 1 号
令 和 6 年 5 月 1 5 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課 長
消防庁国民保護・防災部地域防災室長
(公 印 省 略)

消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について（通知）

消防職団員の安全管理（熱中症対策）については、各消防本部において運用されている安全管理マニュアル等に基づき、その徹底を図っていただいているところですが、夏季期間を中心に毎年のように熱中症に起因する事故が発生している状況にあります。

また、気象庁の発表によれば、今年の夏（5～7月）の平均気温は、全国的に高い見込みとなっていることから、より一層の対策が求められるところです。

このことから、貴職におかれましては、各消防本部、各消防学校及び各消防団に対し、下記に示す熱中症対策における留意事項を含めた安全管理体制及び健康管理体制について改めて周知いただくとともに、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）や労働環境や運動環境の目安として環境省が発表する「暑さ指数（WBGT）」等を参考にしながら、万全を期すよう御指導願います。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 熱中症対策における留意事項

- (1) 事前の体調管理を徹底し、体調不良の隊員は訓練への参加を控える。
- (2) 訓練時においては、水分摂取ができるよう環境を整備するとともに、塩分の摂取にも配慮する。また、災害時においては、こまめな水分補給ができるように、必要に応じて補給隊を配置するなど体制の整備を図る。
- (3) 夏季や長時間の活動時には、体調の異変を感じる前に、防火衣の中にアイスパック等を装着したり、活動途中で水を流し込むなど身体の冷却を図る。
- (4) 必要に応じて休息をとるなどして、安全な場所で防火衣や防火帽の離脱を行い、防火衣内等に蓄積された熱を外気に放出させ、身体を冷却する。
- (5) 熱中症対策には、暑熱順化トレーニングが有効であるため、夏期に向けて計画的に暑熱順化を形成すること。

なお、指揮者等は各隊員の暑熱に対する耐性に個人差があることを認識するとと

もに、過度な暑熱順化トレーニングは避け、現場活動に支障を来さないよう配慮すること。

- (6) 所属長等は、各隊員の活動管理等において安全配慮義務が課せられていることを十分に認識し、各隊員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すること。

訓練時における安全管理マニュアル（抜粋）

(2) 訓練時の安全配慮義務

安全配慮義務とは、地方公共団体と地方公務員の関係でいえば、地方公共団体が、所属の地方公務員に対し、地方公共団体が公務遂行のために設置すべき場所、施設若しくは、器具等の設置管理、又は、地方公務員が上司の指示のもとに遂行する公務の管理に当たって、当該公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務である。

2 熱中症対策を講じる上で考慮すべき指標等

- (1) 暑さ指数 (WBGT:Wet Bulb Globe Temperature : 湿球黒球温度)

暑さ指数 (WBGT) は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度 (°C) で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数 (WBGT) は人体と外気とのやりとり (熱収支) に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周囲の熱環境、③気温の 3 つを取り入れた指標です。

なお、暑さ指数が 28°C (厳重警戒) を超えると熱中症患者が著しく増加する傾向が見られます。

- (2) 熱中症警戒アラート (熱中症警戒情報) ・熱中症特別警戒アラート (熱中症特別警戒情報)

環境省と気象庁が連携した「熱中症警戒アラート」及び「熱中症特別警戒アラート」が全国で運用されています。

「熱中症警戒アラート (熱中症警戒情報)」は、府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数 (WBGT) が 33 (予測値) に達する場合に発表され、「熱中症特別警戒アラート (熱中症特別警戒情報)」は、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数 (WBGT) が 35 (予測値) に達する場合等に発表されるものです。

※「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、従来の「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として法に位置づけられたほか、一段上の「熱中症特別警戒情報」が創設されました。

添付資料

別添「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）

参考資料

- 熱中症 環境保健マニュアル（環境省 2022年改訂）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- 熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/
- 職場における熱中症予防情報（厚生労働省）
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 熱中症に関連する気象情報（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

【消防職員に関すること】

消防庁消防・救急課

職員第一係 小川・能登

電 話：03-5253-7522 FAX：03-5253-7532

E-Mail：shokuin@soumu.go.jp

【消防団員に関すること】

消防庁国民保護・防災部地域防災室

消防団係 山下・林

電 話：03-5253-7561 FAX：03-5253-7535

E-Mail：syobodan@ml.soumu.go.jp

熱中症対策実行計画

令和5年5月30日
閣議決定

はじめに	3
第1章 熱中症対策に関する施策の基本的方向	5
1. 目標	5
2. 計画期間	5
3. 関係者の基本的役割.....	5
(1) 国の基本的役割.....	5
(2) 地方公共団体の基本的役割	5
(3) 事業者の基本的役割.....	5
(4) 国民の基本的役割.....	5
(5) 熱中症対策に関して環境再生保全機構が果たすべき役割	6
第2章 熱中症対策の具体的な施策	6
1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供	7
(1) 効果的な普及啓発の実施.....	7
(2) 暑さ指数及び気温の観測及び予測情報等の提供	8
(3) 熱中症警戒情報の発表及び周知と熱中症予防行動の徹底	8
(4) 熱中症発生状況等に係る正確な実態把握及び情報提供	8
(5) 国際的な情報発信及び協力.....	9
2. 熱中症弱者のための熱中症対策.....	9
3. 管理者がいる場等における熱中症対策.....	10
(1) 学校現場における熱中症対策	10
(2) 職場における熱中症対策.....	11
(3) スポーツ時における熱中症対策	11
(4) イベント時の熱中症対策.....	11
(5) 災害時の避難所での被災者及び支援者における熱中症対策	11
(6) 農業現場における熱中症対策.....	12
4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策	12
(1) 地方公共団体及び地域の関係者における連携した熱中症対策の推進... 12	12
(2) 暑さ指数及び熱中症警戒情報の効果的な活用の促進	13
(3) 優れた熱中症対策の取組の共有及び実施	13
(4) 救急業務及び医療現場における熱中症対策	14
5. 産業界との連携	14

6. 熱中症対策に関する調査研究の推進.....	14
7. 極端な高温の発生への備え.....	15
8. 熱中症特別警戒情報の発表及び周知と迅速な対策の実施.....	16
第3章 熱中症対策の推進体制及び実行計画の見直し等.....	16
1. 推進体制.....	16
2. 実行計画の見直し及び評価.....	17

はじめに

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかいた際、体内の水分や塩分（ナトリウム等）の減少や血液の流れが滞る等で、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障害の総称であり、死に至る可能性のある病態である。我が国では、夏季において猛暑日や熱帯夜の数が年々増加する中¹、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができるにもかかわらず²、熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え³、死亡者数は5年移動平均で1,000人を超える高い水準で推移している⁴。熱中症は、全ての世代の国民の生命や生活に直結する深刻な問題である。

熱中症の発症に大きく影響する気温について、気候変動の影響により、国内では近年、年平均気温が上昇しており⁵、平成30年7月の我が国の記録的高温は地球温暖化がなければ起こり得なかったことが示されている⁶。さらに、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「適応法」という。）に基づき環境省が令和2年12月に公表した気候変動影響評価報告書では、将来、熱中症リスクが増加することが予測されている⁷。また、世界的にも年平均気温は年々上昇しており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が令和3年8月に発表したIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書においては、今後、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加すると予測されている⁸。

極端な高温による大きな被害は既に世界で発生している。令和3年6月にカナダ西部にて49.6℃を記録した⁹ほか、令和4年にも欧州各地で熱波が発生し¹⁰、多くの方が亡くなる等甚大な健康被害が生じた¹¹。これらの事例は、高緯度の広い範囲で発生していること、冬季に氷点下を記録するような寒冷地であっても熱波が起こり得ること、広域的に救急医療等の対応能力の限界を超えるおそれがあることを念頭においた熱中症対策が必要なことを示唆している。

我が国においても、これまでの年平均気温の変化や将来の気候変動の予測、熱中症による死亡者の状況、更には国外の事例や示唆等を踏まえ、熱中症対策を強化するとともに、極端な高温に対する備えを進める必要がある。我が国における熱中症対策は、気候変動対策の適応策の中でも国民の命や健康に直結する重要な課題であり、関係する分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場等多岐にわたることから、政府において、平成19年から関係府省庁が参加する熱中症関係府省庁連絡会議を開催し、令和3年からは熱中症対策推進会議として開催してきた。

¹ 気候変動影響評価報告書総説 令和2年12月17日 <https://www.env.go.jp/content/000120415.pdf>

² 熱中症環境保健マニュアル2022 令和4年3月29日改訂 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_1-1.pdf

³ 総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post1.html>

⁴ 第1回「熱中症対策推進検討会」令和4年11月28日 資料2-1 スライド3 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc02-1.pdf

⁵ 気象庁 https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_jpn.html

⁶ 文部科学省及び気象庁「日本の気候変動2020」詳細版 令和2年12月4日 <https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/index.html>

⁷ 気候変動影響評価報告書詳細 P226 令和2年12月17日 <https://www.env.go.jp/content/900516664.pdf>

⁸ 気象庁 和訳「政策決定者向け要約(SPM)」2022年12月公表 <https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/ar6/index.html>

⁹ 気象庁 北半球の顕著な高温について 令和3年7月1日 <https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/extra/extra20210701.html>

¹⁰ 気象庁 ヨーロッパ西部を中心とした顕著な高温について 令和4年7月22日

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/extra/extra20220722.html>

¹¹ 中央環境審議会環境保健部会（第49回）資料2-1 スライド7 令和4年12月7日

<https://www.env.go.jp/council/content/05hoken01/000092591.pdf>

また、令和2年からは、熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合において、熱中症への警戒を呼びかける熱中症警戒アラートを関東甲信地方において試行的に開始し、令和3年からは全国で運用する等¹²、各種の取組を進めてきた。しかしながら、熱中症による死亡者数は依然として増加傾向にあり、地球温暖化の進行を考慮すれば、今後被害が更に拡大するおそれがあるため、一層の危機感を持って対応していかなければならない。

このため、今後起こり得る極端な高温も見据え、第211回国会で成立した気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下同法による改正後の気候変動適応法を「改正適応法」という。）では、熱中症の発生の予防を強化する仕組みを創設する等の措置を講じ、熱中症対策を一層推進することとされた。改正適応法に盛り込まれた具体的な措置としては、

- ・政府一体となった取組を強化するため、現行の政府における熱中症に関する計画を、熱中症対策実行計画（以下「実行計画」という。）として、法定の閣議決定計画に格上げすること、
- ・現行の熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」として法律に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に、一段上の「熱中症特別警戒情報」を公表すること、
- ・地域における熱中症対策の強化のため、市町村長による指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体の指定を制度化すること

を主なものとし、更に独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）を改正し、独立行政法人環境再生保全機構（以下「環境再生保全機構」という。）の業務に、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒情報等」という。）の発表の前提となる情報の整理、分析等を行うことや、地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集、提供等を行うことを追加した。これにより、熱中症警戒情報等の発表を安定的かつ的確に行うことや地域における熱中症対策の優良事例の収集、提供等により、全国各地での熱中症対策の底上げを図ることとしている。

実行計画は、改正適応法第16条第1項に基づき、気候変動適応計画（以下「適応計画」という。）に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、関係府省庁¹³の協議を経て、閣議決定により定められるものである。これにより、関係府省庁の連携はもとより、地方公共団体、事業者、国民の役割等を明確にする。また、実行計画に基づき、全ての関係者が熱中症予防行動（エアコンを適切に利用する、水分・塩分をこまめにとる等）を理解、実践し、日頃から熱中症に対する備えを万全とすることで、熱中症警戒情報等が発表された際に、着実に行動し対策を講じる等、適応策として、熱中症対策の一層の強化を図ることとする。

¹² 熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma.php

¹³ 内閣官房、内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省

第1章 熱中症対策に関する施策の基本的方向

1. 目標

中期的な目標（2030年）として、熱中症による死亡者数（5年移動平均死亡者数¹⁴）について、現状から半減することを目指す。

この目標の達成に向けて、政府一体となった熱中症対策を計画的に推進する。

2. 計画期間

実行計画は、適応計画に即して、今後おおむね5年間における熱中症対策に関する関係者の基本的な役割及び具体的な施策を示すものとする。

3. 関係者の基本的役割

（1）国の基本的役割

国は、実行計画の下、関係府省庁間及び地方公共団体その他関係機関との連携を強化し、集中的かつ計画的に熱中症対策を推進する。熱中症に関する科学的知見の充実や熱中症対策等に関する情報の収集、整理及び分析等を行い、これらの知見や情報を効率的かつ効果的に活用する。地方公共団体、事業者、国民等への情報提供や普及啓発等を通じ、あらゆる主体における熱中症及び熱中症予防行動に関する理解を醸成し、熱中症対策の推進を図る。

（2）地方公共団体の基本的役割

都道府県は、国と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、その区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う熱中症対策に関する事務又は業務の実施を助け、広域的な熱中症対策を推進するよう努める。

市町村は、国及び都道府県と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、その区域における自然的社会的条件に応じ、自主的かつ主体的に熱中症対策を推進するよう努める。また、地域における事業者、住民等の多様な関係者に熱中症に対する理解を醸成し、それぞれの主体による熱中症予防行動の促進を図る。

（3）事業者の基本的役割

事業者は、自らの事業活動を行うに際して、国民や消費者等における熱中症予防につながる活動を行うよう努めるとともに、その事業活動に従事する労働者の熱中症を防止等するため、必要な措置を講じる。また、国及び地方公共団体が実施する熱中症に関する施策に協力し、連携するよう努める。

（4）国民の基本的役割

国民は、熱中症対策に必要な知識を持ち、自らが熱中症の予防に必要な注意を払

¹⁴熱中症による死亡者数の、平成29年から令和3年の5年移動平均は1,145人である。令和4年の熱中症による死亡者数（概数）を用いた5年移動平均は1,295人。

い、自発的に行動するよう努める。また、自らの家族や周囲の人々に対して熱中症の予防に必要な注意を呼びかけ、相互に助け合うよう努める。国及び地方公共団体が実施する熱中症に関する施策に協力するよう努める。

(5) 熱中症対策に関して環境再生保全機構が果たすべき役割

環境再生保全機構は、改正適応法に基づき、熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理、分析等を行うことや、地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集、提供等を行うこととする。

第2章 熱中症対策の具体的な施策

我が国では、近年、熱中症による救急搬送人員や死亡者数が高い水準で推移している。救急搬送人員は、平成 22 年以降、毎年 4 万～7 万人前後で推移しており¹⁵、熱中症による全国の死亡者数（5 年移動平均）は、平成 27 年から令和元年までが 1,006 人、平成 28 年から令和 2 年までが 1,118 人、平成 29 年から令和 3 年までが 1,145 人であり、いずれも 1,000 人を超えている¹⁶。

また、熱中症による救急搬送人員や死亡者の年齢区分別の内訳をみると、救急搬送者の約 5 割は 65 歳以上の高齢者が占めており¹⁷、熱中症による死亡者の 8 割以上が 65 歳以上の高齢者となっている¹⁸。さらに、屋内での死亡者のうち約 9 割はエアコンを使用していなかった、又はエアコンを所有していなかったことが明らかになっている。

熱中症対策の推進や強化に当たっては、このような熱中症による救急搬送人員や死亡者の年齢や状況等に関する調査結果、個人の体質や暑熱順化等に応じた暑さへの耐性等を踏まえ、効果的な施策を策定し実施することが重要である。また、今後起こり得る極端な高温に備え、個人や周囲の人々が、暑熱による影響の受けやすさを認識し対策を講じる等、日頃から熱中症に対する備えを進めることが非常に重要である。

具体的には、日頃から国、地方公共団体、事業者等の関係者で連携し、熱中症予防行動等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行い、熱中症警戒情報を活用し、「自助」や周囲の人々や地域の関係者等の「共助」により、あらゆる主体が熱中症予防行動をとるよう促す。また、高齢者やこども等の熱中症弱者（以下単に「熱中症弱者」という。）のための対策を進め、学校等の管理者がいる場における対策、地方公共団体や地域における対策を講じるとともに、産業界との連携や調査研究等、基盤の整備を行う。

さらに、気温が特に著しく高くなることにより重大な健康被害が生じるおそれがある場合には、自助・共助のみならず、改正適応法に基づき発表される熱中症特別

¹⁵ 総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post1.html>

¹⁶ 第 1 回「熱中症対策推進検討会」令和 4 年 11 月 28 日 資料 2-1 スライド 3 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc02-1.pdf

¹⁷ 総務省消防庁報道発表資料 令和 4 年 10 月 28 日 令和 4 年（5 月から 9 月）の熱中症による救急搬送状況 P3 https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/items/r4/heatstroke_geppou_202205-09.pdf

¹⁸ 東京都監察医務院 令和 3 年夏の熱中症死亡者の状況 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kansatsu/oshirase/R03-heatstroke-sokuhou.html>

警戒情報や、同法に基づき指定される指定暑熱避難施設の活用を含め、行政による「公助」の積極的な実施等、国、地方公共団体、事業者等全ての主体において機動的かつ速やかに対策を行う。

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

適切な予防や対処が実施されれば、熱中症による死亡や重症化は防ぐことができる。熱中症予防行動や熱中症になりやすい気象条件をあらかじめ知っておくことは、自身や家族、周囲の人々の健康を守るための行動の動機付けとなる。

関係府省庁は、地方公共団体等とも連携して、国民に対し多様な媒体や手段で情報提供を行い、症状（めまい・こむら返り（軽症）、頭痛・嘔吐（中等症）、意識障害（重症））や熱中症予防行動等の普及啓発を行う。また、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、気温、湿度、日射・輻射、風の要素を基に算出する「暑さ指数」¹⁹と、熱中症警戒情報等の活用も含め周知する。なお、令和3年から、熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合、熱中症への警戒を呼びかけるものとして、熱中症警戒アラートが運用されてきた（日最高の暑さ指数が33以上と予測される場合に発表）。この熱中症警戒アラートは、改正適応法において熱中症警戒情報として位置付けられたところであり、当該熱中症警戒情報を積極的に活用することで、国民の熱中症に関する意識を高め、適切な熱中症予防行動を促すことが重要である。また、熱中症の発生状況等について迅速な把握と情報提供ができる体制を整えることも必要である。

【具体的な施策】

（1）効果的な普及啓発の実施

- 関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施する。以下のような、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施する。＜関係府省庁＞
 - 4月～6月 暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ
 - 7月 梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことを国民へ注意喚起
 - 8月 盛夏における熱中症対策の一層の呼びかけ
 - 6月～9月 災害時における熱中症の注意喚起
- 熱中症について関係府省庁が持つ基礎的な知識や熱中症予防行動等をまとめた国民向けの統一的なマニュアル、ポスターやリーフレット等の普及啓発コンテンツ、関係府省庁の様々なルートやツール及び関係府省庁の熱中症関連の取組を体系的に紹介するポータルサイトを活用し、熱中症予防に関する普及啓発を強化する。＜関係府省庁＞
- 電力需給ひっ迫や電気料金高騰時においても、節電に配慮した上でエアコンを

¹⁹ 熱中症環境保健マニュアル 2022 令和4年3月29日 P14 1パラ https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf

適切に使用することや、クールビズ等の薄着の奨励、積極的に水分・塩分を補給する等の熱中症予防行動を呼びかける。〈関係府省庁〉

- 熱中症警戒情報等に関する周知と理解の醸成を促進する。〈関係府省庁〉
- ZEH・ZEB の普及拡大や断熱リフォームの推進等を通じて、健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図る。〈経済産業省、国土交通省、環境省〉
- エアコンに関するシーズン前の早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行う。〈経済産業省、環境省〉
- 熱中症予防行動を自発的にとれるように助けるナッジの活用や、「脱炭素にもつながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」における官民連携での熱中症予防に係る様々な取組等を通じた普及啓発を促進する。〈環境省〉
- 多言語により、熱中症の予防・対処方法、外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を発信する²⁰。〈消防庁、厚生労働省、観光庁、環境省〉
- 訪日外国人等に熱中症予防行動を促すための熱中症等関連情報をプッシュ型で通知する災害時情報提供アプリの活用を促す。〈観光庁〉

（２）暑さ指数及び気温の観測及び予測情報等の提供

- 全国約 840 地点の暑さ指数を算出し、「熱中症予防情報サイト」において実況値及び当日から翌々日の予測値を公開する。また、暑さ指数の予測値等のメール配信サービスや、CSV 形式による暑さ指数の数値データの提供、アスファルト舗装等の実生活の場や、地面との距離が近いこどもや車いす利用者を想定した暑さ指数の参考値の提供等、地方公共団体による住民への熱中症予防に資する情報を、ホームページ等を通じて発信する。〈環境省〉
- 高温に関する早期天候情報や気象情報等を通じて注意喚起を実施するとともに、天気分布予報、アメダスの気温の観測データ、推計気象分布（最新の気温等の分布）等を逐次提供する。〈気象庁〉

（３）熱中症警戒情報の発表及び周知と熱中症予防行動の徹底

- 「熱中症警戒アラート」として発表及び周知を行う。〈気象庁、環境省〉
- 熱中症予防情報サイトや気象庁ホームページ、農林水産省「MAFF アプリ」、各報道機関、地方公共団体、民間企業等によるデジタルサイネージでの放映や災害時情報提供アプリでの提供等の様々なルート、ツールを通じて、熱中症の危険性が極めて高いと予測される際に、熱中症警戒情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促す。〈関係府省庁〉

（４）熱中症発生状況等に係る正確な実態把握及び情報提供

- 夏季における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、調査結果をホームペ

²⁰ 日本政府観光局「日本で医療を受ける際に役に立つウェブサイト」https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

²¹ 厚生労働省 医療機関を対象とした外国人向け多言語説明資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumei-ml.html

- ージ上で公表する。〈消防庁〉
- 人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表する。〈厚生労働省〉
 - 学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表する。〈文部科学省〉
 - 職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、年度ごとに公表する。〈厚生労働省〉
 - 農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況を調査し、毎年公表する。〈農林水産省〉

（５）国際的な情報発信及び協力

- アジア太平洋地域における気候変動適応に関する情報基盤として構築した、AP-PLAT（アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム）により、極端な高温に関する影響評価ツールの提供、知見の共有等に貢献する。〈環境省〉
- 早期警戒システムの導入促進に関するイニシアティブ等の枠組みを通じ、アジア太平洋地域の各国のニーズに応じて、気候情報を活用した熱中症対策を官民連携により促進する。〈環境省〉

2. 熱中症弱者のための熱中症対策

熱中症による死亡者の多くが高齢者である大きな要因として、高齢者が暑さや喉の渇きを感じにくい上に、汗をかきにくく、体温を下げる体の反応が弱くなることがあるため、自覚がないまま熱中症にかかる危険性が高いことがある²²。熱中症弱者については、それぞれの特徴や生活環境に応じた対策を講じていく。その際、自助で熱中症予防行動をとることが基本であるが、これが難しい場合もあることから、家族や周囲の人々による見守りや声かけ等の共助や公助が重要である。

【具体的な施策】

- 高齢者に熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を作成し、様々なルートを通じて周知する。〈消防庁、厚生労働省、環境省〉
- 熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守りや声かけが恒常的に行われる地域コミュニティが形成されるよう、地方公共団体の取組を支援する。〈内閣官房、厚生労働省、環境省〉
- エアコン利用の有効性や熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であること、効率的なエアコンの利用方法について、高齢者に対する周知を強化する。〈厚生労働省、環境省〉
- 改正適応法に基づく熱中症対策普及団体（以下「熱中症対策普及団体」という。）

²² 熱中症環境保健マニュアル 2022 p38 令和4年3月29日 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf

や、その他の福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体に対して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を依頼する。＜内閣官房、厚生労働省、環境省＞

- こどもの事故防止ハンドブック等を通じ、注意喚起及び啓発を推進する。＜こども家庭庁＞
- 生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて周知する。＜厚生労働省＞
- 障害の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを作成し、周知する。＜厚生労働省＞
- 熱中症予防行動等に関して、地方公共団体や熱中症対策普及団体等に対する研修を行う。＜環境省＞
- 様々な情報伝達手段を活用して、熱中症弱者等へ情報提供を行うよう、地方公共団体に対して周知する。＜消防庁、環境省＞

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

教育機関、職場、スポーツ施設、イベント会場や避難所のような管理者がいる場や、管理者がいないことが多い農作業場等においても、毎年一定程度、熱中症が発生している。管理者がいる場等においては、暑さ指数の測定や活用、熱中症警戒情報等の活用、各種ガイドラインやマニュアル類の活用等により、熱中症対策の強化を徹底する。

【具体的な施策】

(1) 学校現場における熱中症対策

- 学校の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるよう「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」²³を策定し、適宜改訂する。＜文部科学省、環境省＞
- 学校における熱中症対策の実施状況を把握する。その上で、前述の手引きについて、学校保健に従事する教育関係者に対して周知し、ガイドラインの作成や危機管理マニュアルへの反映等の活用を促す。教育委員会等の関係機関とも連携し、教職員への熱中症に関する対応研修の実施等を依頼する。＜文部科学省＞
- 熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめたパンフレット、ポスター、映像資料等の普及を図る。学校現場外において、学校現場同様に児童生徒が適切な熱中症予防行動を行うことができるよう、関係者に対して周知の徹底を図る。＜文部科学省、スポーツ庁＞
- 学校安全ポータルサイトを通じて、熱中症事故の予防に関する情報発信を適切な時期に実施し、注意喚起する。＜文部科学省＞

²³ 文部科学省・環境省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」令和3年5月28日
https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_sef/20210528_guideline_book.pdf

- 公立小中学校等の施設について、地方公共団体における計画等を踏まえ、教室や体育館等へのエアコン設置を支援する。また、エアコンの適切な利用を促すとともに、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等、校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知する。〈文部科学省〉
- 保育園、幼稚園等での対策（特に送迎用バスにおけるこどもの所在確認等の置き去り防止の取組強化）により、こどもの熱中症による事故の予防を徹底する²⁴。
〈こども家庭庁、文部科学省〉

（２）職場における熱中症対策

- 職場における熱中症対策に関し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」²⁵に基づく暑さ指数の把握や活用、異常時の措置等、事業者が重点的に取り組む事項を業界団体等に周知する。また、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施する。〈厚生労働省〉
- 職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防等の知見や現場での取組を周知し、労働衛生教育を支援する。〈厚生労働省〉
- 熱中症予防に効果のある衣類や機器等を活用した個人の健康管理による熱中症予防方法に関して検討、展開、又は周知する。〈厚生労働省、国土交通省、農林水産省〉

（３）スポーツ時における熱中症対策

- スポーツ活動中の熱中症事故の防止に関して、地方公共団体やスポーツ関係団体等に向けた周知や研修及び SNS 等を通じた注意喚起を実施する。〈スポーツ庁〉
- 社会体育施設におけるエアコンの設置を支援する。〈スポーツ庁〉

（４）イベント時の熱中症対策

- 夏季に人が多く集まるイベント主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」²⁶を地方公共団体や教育委員会等へ広く周知し、イベントの開催時期や時間等を検討する際の参考となるよう、イベント主催者による活用を促す。〈環境省〉

（５）災害時の避難所での被災者及び支援者における熱中症対策

- 熱中症の危険性が高まる夏季を前に毎年、また、災害発生時において特に熱中症の危険が高いと判断される際には、事務連絡を发出し、熱中症予防の周知を地方公共団体等の関係機関に依頼する。この際、災害や電力不足に伴う停電により、エアコンが使用できない場合等に備えた対応について、地方公共団体等の関係機

²⁴ 関係省令の改正により、令和5年4月1日から幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校等の送迎用バスについて、安全装置の装備が義務化された。また、令和4年度第2次補正予算において、安全装置の装備に係る経費等の支援について措置したところ。

²⁵ 厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策要綱」令和3年4月20日 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf>

²⁶ 夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 令和3年3月改訂 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/gline/heatillness_guideline_full.pdf

関へ適切に周知する。〈内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省〉

- 災害時に特有の環境や状況から生じる熱中症に関する課題を収集、分析及び評価し、効果的な対策手法について検討し、作成したマニュアルやリーフレット等を活用して普及啓発を行う。〈内閣府、環境省〉
- 災害時の避難所に指定されている体育館等の公共施設におけるエアコンや非常用電源の整備、エアコン未設置の避難所への災害時における迅速なエアコンの供給について支援を行う。〈内閣府、消防庁、文部科学省、経済産業省、環境省〉

(6) 農業現場における熱中症対策

- 農作業中の熱中症対策について、農作業安全確認運動において熱中症対策強化期間を位置づけ、同運動の参画機関や農作業安全に関する指導者を通じて、農業者や農業法人等に声かけを行う等の啓発活動を推進する。その際、特に多くの割合を占める高齢農業者に対する周知を積極的に展開する。〈農林水産省〉
- 熱中症対策に関するオンライン研修を実施する。〈農林水産省〉
- 熱中症予防等に関する啓発資料の充実・強化を図る。また、農林水産省が運営する「MAFF アプリ」等を活用し、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報等を、農業者等に対してきめ細かく提供する。〈農林水産省〉

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

熱中症対策は、住民への呼びかけや極端な高温の発生時における暑さを避ける場の利用促進等、住民への直接的な働きかけや対策が極めて重要である。このような活動を行う主体である地方公共団体等の地域の取組を進めていくため、先進的な取組を共有・活用しつつ、全ての関係組織や機関が連携し、一体となって対策を進める。

この際、改正適応法により、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設及び熱中症対策普及団体等の制度が創設されたことを踏まえ、熱中症警戒情報等の一層の活用を促すとともに、地方公共団体等における暑さを避ける場所の確保や高齢者等の見守り、声かけ等の対策を推進することが重要である。また、全国で熱中症対策を強化し、地域ごとの取組の偏在をなくすよう、環境再生保全機構においては、地域における熱中症対策に関する優良事例を収集、周知等により熱中症対策の底上げを図り、地方公共団体等による地域における熱中症対策の強化を支援していくこととする。

【具体的な施策】

(1) 地方公共団体及び地域の関係者における連携した熱中症対策の推進

- 地方公共団体内における熱中症対策を担う全ての部局間の連携が重要であることを踏まえ、首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、連携、協力して必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。〈関係府省庁〉
- 地方公共団体内部における関係部局の連携や、地域における各種団体や民間企

業における連携した対応を行える場（プラットフォーム）の整備を促す。＜関係府省庁＞

- 指定暑熱避難施設の指定、その他暑さを避けるためエアコンを設置し一般の利用に供する施設や場（クーリングシェルターやクールシェアスポット）の確保や一般への情報提供を働きかける。＜環境省＞
- 指定暑熱避難施設、クーリングシェルターやクールシェアスポットの確保に際しては、太陽光等の再生可能エネルギーや地中熱等の未利用エネルギー、蓄電池等を活用し、脱炭素化とレジリエンスの向上といった観点も踏まえた取組を推進する。＜環境省＞
- 熱中症対策の普及啓発等に取り組む NPO 等民間団体を熱中症対策普及団体として指定することや、その他の NPO 等、民間の専門知識を有する人材・組織を活用した、熱中症弱者に対し見守り・声かけすることを強化し、熱中症予防行動の実施を働きかける。＜厚生労働省、環境省＞
- 打ち水等を始めとした熱中症対策に関する地域のイベント等を活用して見守りや声かけがしやすい地域づくりを推進する。＜国土交通省、環境省＞
- 都市公園の整備等による緑地の確保、建築物の敷地や公共施設等の緑化等を推進する。＜国土交通省＞
- 人が感じる暑さについての科学的な情報や、緑化技術やミストの設置、まちづくりにおける風の道の確保等の²⁷効果的な暑さ対策の実施方法等を紹介する「まちなかの暑さ対策ガイドライン」の周知を通じ、地方公共団体等によるまちなかの暑さ対策の取組を促進する。＜環境省＞

（２）暑さ指数及び熱中症警戒情報の効果的な活用の促進

- 暑さ指数及び熱中症警戒情報について、地方公共団体等において十分な活用が図られるよう、働きかけを行う。例えば、地方公共団体が、地域住民へ適時、的確な情報の発信と伝達等を行い、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる取組を行うよう、働きかけを行う。＜関係府省庁＞

（３）優れた熱中症対策の取組の共有及び実施

- 熱中症対策に係る地方公共団体内における庁内体制整備、事業者との連携、熱中症警戒情報の効果的な活用等について、先進的な取組を行う地方公共団体の事例を取りまとめた優良事例集を作成する。そして、環境再生保全機構とも連携し、研修会や講習会を地方公共団体等に向けて実施する等により、優れた取組の全国展開を図る。＜環境省＞
- 気候変動適応広域協議会（全国7ブロック）等を通じて、当該気候変動適応広域協議会構成員（地方公共団体、国の地方支分部局、地域気候変動適応センター、研究機関、事業者等）と熱中症対策について情報共有を図る。また、熱中症対策

²⁷ まちなかの暑さ対策ガイドライン_令和4年度部分改訂版 https://www.env.go.jp/air/life/heat_island/machi_guidelineR04_00001.html

を含む気候変動適応に係るアクションプラン等の方針²⁸を策定した地域について、これに基づく取組の推進を支援する。＜環境省＞

（４）救急業務及び医療現場における熱中症対策

- 熱中症傷病者に対して適切な対応が行われるよう、各地の消防本部に対して助言等を行う。＜消防庁＞
- 熱中症診療ガイドラインについて厚生労働省ホームページを通じて周知する。＜厚生労働省＞
- 熱中症の予防対策や応急手当等を記載した訪日外国人等のための救急車利用ガイド（16言語）の活用を促進する。また、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」（15言語）を、全国の消防本部へ導入することを推進する。＜消防庁＞

5. 産業界との連携

熱中症の予防において、エアコンを適切に使用することや水分や塩分を摂取することは非常に重要であり、熱中症予防に役立つ様々な機器や飲料類等が開発されている。国は、産業界と対話を深め連携し、商品開発や普及啓発について協力を求めていく。

【具体的な施策】

- 熱中症予防強化キャンペーン等と連携し、業界団体や関係企業等に対し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発や、商品開発に対する協力を依頼する。＜関係府省庁＞
- シーズン前のエアコンの早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行うと同時に、業界団体や関係企業にも積極的な広報活動を依頼する。＜経済産業省、環境省＞
- 職場における適切な熱中症予防行動につながる情報を示す暑さ指数計の利用を促進するため、事業者における認知度向上を図る。＜厚生労働省、環境省＞
- 民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。＜環境省＞

6. 熱中症対策に関する調査研究の推進

熱中症対策の実施のための前提となる熱中症の発生の仕組み、暑さ指数等に関する調査研究の推進等、基盤となる科学的知見を収集、分析する。

【具体的な施策】

- 暑さ指数について、健康との関連を含め検証を行い、熱中症警戒情報等の効果的な情報発信や伝達の在り方を検討する。＜環境省＞

²⁸ 環境省「気候変動適応における広域アクションプラン策定事業」に基づくアクションプラン
https://adaptation-platform.nies.go.jp/moej/action_plan/index.html

- 熱中症による健康影響をより早期に把握する方法の実現可能性を検討する。＜厚生労働省、環境省＞
- エアコンの設置や稼働状況といった自宅の状況等の背景事情の実態を調査し、対策の改善に活用する。＜環境省＞
- 高温等に関する情報の提供に向けて、半年先までの予測技術等の改善に取り組む。＜気象庁＞
- 国内の気候変動の影響評価に向けて、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見を収集、整理する。＜環境省＞
- 熱中症の発生の仕組みや原因に関する科学的知見の集積や研究、分析等を行う。＜厚生労働省、環境省＞

7. 極端な高温の発生への備え

現在は未発生であるが今後発生の可能性がある極端な高温に備え、国、地方公共団体、事業者等の全ての主体において、起こり得る影響を十分に認識し、効率的かつ機動的な対応ができるよう事前に必要な対策を整理し、準備する。

【具体的な施策】

- 地域において、住民の命と健康を守るため、極端な高温の発生や熱中症特別警戒情報の発表時に、市町村や住民等へ適切に通知及び伝達を行う必要があることから、首長の主導の下、地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、日頃からの見守り・声かけ体制の活用、施設管理者におけるエアコンの整備や指定暑熱避難施設の確保・運営等に関する事前の準備、災害対策の知見・経験の共有等を通じ、地方公共団体の体制整備等が進むよう支援する。＜関係府省庁＞
- 国の所管するエアコン設置の公共施設を、極端な高温から避難する場所として地方公共団体が利用できるよう協力する。＜関係府省庁＞
- エアコンの設置等の要件を満たす社会体育施設を指定暑熱避難施設として市町村が指定できることについて周知を図る。＜スポーツ庁＞
- 極端な高温の発生時における、学校における対応、野外の活動等の具体的な運営や実施の在り方等について、検討する。＜文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、国土交通省、環境省＞
- 熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するため、運用に関する指針や体制を整備する。＜環境省＞
- 熱中症特別警戒情報がより実効性の高いものとなるよう、環境省が実施する運用に関する指針や体制の整備等に関し、気象に関する情報の提供等、環境省に対して必要な協力を行う。＜気象庁＞
- 極端な高温等の発生時に、救急搬送人員が急増し救急医療への過大な負担とならないよう、熱中症予防や救急車の適時適切な利用の呼びかけを行う等、全国の消防本部に通知する。＜消防庁＞

- 熱中症特別警戒情報の在り方については、救急搬送に関する情報等の活用も含めて検討する。〈消防庁、環境省〉
- 熱中症弱者のうち、公的な支援が必要な者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等の方策について、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討する。〈内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省〉
- 地方公共団体に対し、指定暑熱避難施設の指定等にもつながる、公共施設における必要なエアコン整備について、国による支援事業の周知や活用の働きかけを行う。〈環境省〉
- 災害の発生に伴う停電時等、エアコンが適切に使えない場合を想定した対策について、地方公共団体の関係部局において検討を行うよう、働きかけを行う。〈厚生労働省、経済産業省、環境省〉

8. 熱中症特別警戒情報の発表及び周知と迅速な対策の実施

熱中症特別警戒情報は、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合と認めるとき、環境大臣から速やかに発表され、地方公共団体や報道機関等を通じて周知及び伝達される。市町村における指定暑熱避難施設の開放を含め、全ての関係者において対策を速やかに実施する。

【具体的な施策】

- 熱中症特別警戒情報の発表について、都道府県及び報道機関へ通知及び周知する。〈環境省〉
- 上記の1で掲げる様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。〈関係府省庁〉
- 地方公共団体における対策の迅速な実施に協力する。〈関係府省庁〉。
- 熱中症特別警戒情報がより実効性の高いものとなるよう、気象に関する情報の提供等、環境省に対して発表に必要な協力を行う。〈気象庁〉
- 熱中症特別警戒情報が発表された地域における住民の啓発に資するよう、当該地域における熱中症による救急搬送者数を迅速に把握するよう努める。〈消防庁〉
- 熱中症特別警戒情報が発表された際には、改正適応法に基づき市町村が指定した指定暑熱避難施設を開放し、適切に運用されることを確認する。〈環境省〉

第3章 熱中症対策の推進体制及び実行計画の見直し等

1. 推進体制

熱中症対策は、国、地方公共団体、事業者、国民等の各主体が連携を強化し、様々な取組について改善を重ねながら、対策の強化を継続的に進めていくことが重要である。

国における対策の推進体制としては、環境大臣を議長とし関係府省庁の局長級を

構成員とする熱中症対策推進会議を軸として進めることとする。同会議において、政府一体となった体制を整え、相互に情報を共有し、協力し合うこととし、実行計画の実施状況の確認や検証、改善、新たな施策の検討等を行う。さらに、同会議において、極端な高温の発生時の対応の在り方について検討し、政府一体となった体制を構築する。

2. 実行計画の見直し及び評価

実行計画については、定期的に地方公共団体、事業者、国民等に対するアンケートやヒアリング等を実施し、熱中症対策の認知度や具体的な対策が定着しているかどうかを把握し、評価する。これらの評価結果や、気候変動による影響評価、高齢化等による社会状況変化、熱中症発生状況の推移、国民世論の動向等を見据え、更なる対策の追加や強化について引き続き検討する。

また、推進体制についても、極端な高温の発生時の対応の在り方の検討結果に応じて、見直すこととする。

見直しの時期については、適応計画と併せて令和8年度目途に見直すこととし、その後はおおむね5年ごとに見直すものとする。